

「がまごおり撰魚」ロゴマークの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「がまごおり撰魚」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 ロゴマークのデザインは、「がまごおり撰魚」ロゴマーク使用基準（以下「使用基準」という。）のとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権は、蒲郡市に属する。

(使用の基準)

第4条 ロゴマークは、蒲郡市内で水揚げされた魚類をPRする場合に使用することができる。

2 ロゴマークを販売を目的とする品物（パッケージを含む。以下「商品」という。）及びその広告（商品を宣伝するものに限る。以下同じ。）に使用する場合、当該商品は次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 魚介類にあつては、蒲郡市内で水揚げされたものであること。

(2) 加工品（加工食品及び非食品をいう。）については、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 商品の主要な原材料が蒲郡市内で水揚げされたものであつて、商品の製造又は加工の最終段階が愛知県内の事業者によって行われているもの

イ 商品の主要な原材料が蒲郡市内で水揚げされたものであつて、愛知県外の事業者により製造又は加工された商品の場合は、商品の販売が蒲郡市内の事業者によって行われているもの

(3) 前2号に掲げる商品以外のものについては、ロゴマークの使用について市長が適当と認めるもの

(使用の届出)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。）（以下「使用者」という。）は、あらかじめ「がまごおり撰魚」ロゴマーク使用届出書（第1号様式。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市が使用する場合
 - (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合
- 2 使用者は、前項の届出に係る商品及びその広告（以下「商品等」という。）の完成見本を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって代えることができる。

（遵守事項）

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用基準を遵守すること。
- (2) 第4条第2項の規定により使用する場合は、届出書に記載した目的及び方法で使用すること。
- (3) ロゴマークの一部を使用したり、縦横比率を変更するなど、著作者人格権を侵害しないこと。二次的創作物を制作する場合においても同様とする。
- (4) ロゴマークを商品名の全部又は一部として使用しないこと。
- (5) その他特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

（使用差し止め等）

第7条 市長は、ロゴマークの使用がこの規程に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止め、使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。また、必要に応じ関連法令等に基づき、蒲郡市の有する権利を行使することとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合
- (2) 市のイメージを損ねる場合
- (3) 第三者の利益を害する場合
- (4) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと密接な関係を有する者であると認められるものが使用する場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認める場合

2 市は、前項の規定による使用の差し止め、商品等の回収等により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(経費等の負担)

第8条 市は、この規程によるロゴマークの使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第9条 市は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により市に損害を与えた場合は、その生じた損害を市に賠償しなければならない。

(届出内容の変更)

第10条 使用者は、第5条第1項の規定による届出の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「がまごおり撰魚」ロゴマーク使用変更届出書(第2号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、第5条第1項の規定による届出における事項以外の目的にロゴマークを使用してはならない。

2 使用者は、ロゴマークの使用によって発生した知的財産権を譲渡又は転貸できないものとする。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月25日から施行する。